

令和7年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年7月23日（水） 午前9時00分から午前10時45分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	中塩屋 均	出	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	欠	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
出	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	欠	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
欠	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	出	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 係 長 山下 隆治
主 査 末次 孝

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
次長兼農地係長 松元 敏幸
主幹兼振興係長 尾崎 直人
主 幹 前迫 篤弘
主 査 中井 龍一
主 査 角野 勝行
主 事 清水 雄世
主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）

主 査
主 幹

田中 祥平(吾平総合支所産業建設課)
久保園 勲(輝北総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 藏ヶ崎 俊光 委員 ・ 有村 隆 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和7年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年7月23日（水） 開会 午前9時00分 閉会 午前10時45分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和7年度第4回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の欠席は、寺下委員の1名です。出席委員数は、20名で定員に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、岩下委員、木場委員です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号8番の蔵ヶ崎委員と10番の有村委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第24号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第24号につきましては、1頁から44頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和7年10月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が2万8千587㎡で、畑が21万5千615.82㎡で、計24万4千202.82㎡となっています。農地の貸出し者は78人、農地の耕作者となる配分予定者は48人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番は、設定期間が2年です。1番は、使用貸借権で新規設定。2番から5頁の7番は、設定期間が3年です。2番は、賃借権で新規設定。

次に3頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、5番、6番は、賃借権で新規設定。

次に5頁、7番は、賃借権で新規設定。8番から13頁の23番は、設定期間が5年です。

8 番は、賃借権で新規設定。

次に 6 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に 7 頁、11 番は、賃借権で新規設定。12 番は、賃借権で再設定。

次に 8 頁、13 番は、賃借権で新規設定。14 番は、賃借権で再設定。

次に 9 頁、15 番は、使用貸借権で再設定。16 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 10 頁、17 番は、使用貸借権で再設定。

次に 11 頁、18 番は、使用貸借権で再設定。19 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 12 頁、20 番、21 番は、賃借権で新規設定。

次に 13 頁、22 番、23 番は、賃借権で再設定。

次に 14 頁、24 番から 17 項の 31 番は、設定期間が 6 年です。24 番、25 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 15 頁、26 番、27 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 16 頁、28 番、29 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 17 頁、30 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。31 番は、賃借権で新規設定。

次に 18 頁、次の 32 番から 41 頁の 78 番は、設定期間が 10 年です。32 番は、賃借権で再設定。33 番は、賃借権で新規設定。

次に 19 頁、34 番は、賃借権で新規設定。35 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 20 頁、36 番は、使用貸借権で新規設定。37 番は、賃借権で新規設定。

次に 21 頁、38 番、39 番は、賃借権で新規設定。

次に 22 頁、40 番、41 番は、賃借権で新規設定。

次に 23 頁、42 番は、賃借権で新規設定。43 番は、賃借権で再設定。

次に 24 頁、44 番は、賃借権で新規設定。45 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 25 頁、46 番、47 番は、賃借権で新規設定。

次に 26 頁、48 番は、賃借権で新規設定。49 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 27 頁、50 番、51 番は、賃借権で新規設定。

次に 28 頁、52 番、53 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 29 頁、54 番、55 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 30 頁、56 番は、賃借権で再設定。57 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 31 頁、58 番は、賃借権で新規設定。59 番は、賃借権で再設定。

次に 32 頁、60 番、61 番は、賃借権で再設定。

次に 33 頁、62 番は、賃借権で新規設定。63 番は、賃借権で再設定。

次に 34 頁、64 番は、賃借権で再設定。65 番は、使用貸借権で再設定。

次に 35 頁、66 番は、賃借権で再設定。67 番は、賃借権で新規設定。

次に 36 頁、68 番は、賃借権で新規設定。

次に 37 頁、69 番は、賃借権で再設定。70 番は、賃借権で新規設定。

次に 38 頁、71 番、72 番は、賃借権で新規設定。

次に 39 頁、73 番は、賃借権で新規設定。74 番は、賃借権で再設定

次に 40 頁、75 番は、使用貸借権で再設定。76 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 41 頁、77 番、78 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に 42 頁、79 番は、設定期間が 15 年です。79 番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 42 頁までの 79 件の中間管理権設定ですが、14 頁の 6 年もの 24 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので蔵ヶ崎委員に退席をいただき審議します。

（蔵ヶ崎委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 14 頁の 24 番は、借人の蔵ヶ崎委員が賃借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 蔵ヶ崎委員に係る 6 年もの 1 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（蔵ヶ崎委員：着席）

蔵ヶ崎委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、同じく 14 頁の 6 年もの 25 番から 17 頁の 30 番までの 6 件が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので本田委員に退席をいただき審議します。

（本田委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 14 頁の 25 番から 17 頁の 30 番は、借人の本田委員のご子息が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る 6 年もの 6 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、40 頁の 10 年もの 76 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

(福元会長：退席)

(上野副会長：議長席に着席)

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

尾 崎 40 頁の 76 番は、借人の福元会長に関連する法人が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る 10 年もの 1 件です。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席へ移動)

議 長 次に、41 頁の 10 年もの 77 番と 78 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 41 頁の 77 番、78 番は、借人の入佐委員が賃借権及び使用貸借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る 10 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 69 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 43 頁から 44 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

まず 43 頁の 1 番から 3 番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、1 番は、串良町有里の畑が 4 筆で 9 千 066 m²です。2 番は、串良町下小原の畑が 1 筆で 343 m²です。3 番は、串良町有里の畑が 2 筆で 6 千 147 m²です。

次に 44 頁の 1 番から 2 番は、鹿児島県地域振興公社が受け手に売り渡すもので、1 番は、東原町の畑が 2 筆で 5 千 762 m²です。2 番は、東原町の畑が 3 筆で 6 千 563 m²です。記載の 5 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、45 頁、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 25 号につきましては、45 頁から 50 頁です。

今回は、所有権移転が 23 件です。

初めに、45 頁です。

1 番は、畑が 1 筆で 2 千 479 m²の売買です。

2 番は、田が 17 筆で 1 万 576 m²の贈与です。

次に、46 頁です。

3 番は、田が 2 筆で 854 m²の贈与です。

4 番は、田が 1 筆で 3 千 798 m²の売買です。

5 番は、畑が 4 筆で 7 千 056 m²の贈与です。

次に、47 頁です。

6 番は、畑が 2 筆で 5 千 929 m²の売買です。

7 番は、畑が 1 筆で 4 千 365 m²の売買です。

8 番は、畑が 1 筆で 694 m²の売買です。

9 番は、畑が 1 筆で 1 千 658 m²の売買です。

10 番は、畑が 1 筆で 2 千 605 m²の売買です。

次に、48 頁です。

11 番は、畑が 1 筆で 843 m²の贈与です。

12 番は、畑が 2 筆で 5 千 300 m²の売買です。

13 番は、畑が 2 筆で 1 千 489 m²の売買です。

14 番は、畑が 2 筆で 1 千 134 m²の売買です。

次に、49 頁です。

15 番は、畑が 2 筆で 2 千 377 m²の売買です。

16 番は、畑が 1 筆で 920 m²の贈与です。

次の 17 番から 50 頁の 23 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、45 頁から 50 頁までの 23 件の許可申請ですが、調査がなされていますので 49 頁の 17 番から 50 頁の 19 番までを有村委員に、20 番から 22 番までを門倉委員に、23 番を矢野委員に、報告をお願いします。

有 村 議席番号 10 番の有村です。

去る 7 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

49 頁の 17 番です。申請者は市内の方で、子から田 2 筆、畑 5 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は、確認できました。取得する農地では、里芋やバナナ等を作付けするとのことでした。

次に 18 番です。申請者は市内の方で田 2 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、米を作付けするとのことでした。

次に 19 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、飼料作物を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 3 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

門 倉 推進委員の門倉です。

去る 7 月 14 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

50 頁の 20 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、今後、購入することを確認しました。取得する農地では、甘藷、ナス、きゅうり等を作付けするとのことでした。

次に 21 番です。申請者は市内の方で、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、米を作付けするとのことでした。

次に 22 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、スプレー菊を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

矢 野 推進委員の矢野です。

去る 7 月 17 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

50 頁の 23 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、水稻や露地野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました23件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、51頁、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第26号につきましては、51頁です。

今回は、1件です。次の1番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、51頁の1件の許可申請ですが、調査がなされていますので、川崎委員に、報告をお願いします。

川 崎 議席番号4番の川崎です。去る7月14日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

今回は1件です。51頁の1番ですが、申請地は花岡簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施工されていないことから第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に「駐車場」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、52頁、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第27号につきましては、52頁から54頁です。

今回は、12件です。

初めに、52 頁です。

1 番は、重機駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 10 回総会で審議済みです。

2 番は、特定建築条件付売買予定地を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。なお、令和 6 年度第 11 回総会で審議済みです。

3 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 2 の 3 です。なお、令和 6 年度第 8 回総会で審議済みです。

次の 4 番から 54 頁の 12 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、52 頁の 4 番と 53 頁の 5 番を倉田委員に、6 番から 8 番までを鶴田委員に、54 頁の 9 番から 12 番までを川崎委員に報告をお願いします。

倉 田 議席番号 12 番の倉田です。去る 7 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

52 頁の 4 番ですが、申請地は田崎小学校の南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の福祉事業者で、申請地に「児童発達支援事業所」を建設する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 53 頁の 5 番ですが、申請地は上小原小学校の西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、4 番と 5 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

鶴 田 推進委員の鶴田です。去る 7 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。53 頁の 6 番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の北東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「貸倉庫、作業場及び駐車場」を建設、整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、7 番ですが、申請地は大黒小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施工されていることから、第 1 種農地と判断されます。

申請者は市外の方で、申請地に「展示場及び車両置場」を整備する計画です。周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、既に整備済みであることから始末書を添付しての申請となります。

次に、8番ですが、申請地は三原研修館の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に「農家住宅」を建設する計画です。周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番から8番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

川 崎 議席番号4番の川崎です。去る7月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

54頁の9番ですが、申請地は鹿屋東中学校の南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施工されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅及びカーポート」を建設する計画です。周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、10番ですが、申請地は「鹿屋中学校」の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないことから第2種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「貸し資材置場」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、11番ですが、申請地は「大浦町公民館」の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないことから第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に「資材置場」を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、12番ですが、申請地は「鹿屋市花岡出張所」の南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の居住者で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、9番から12番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 12 件について、ご異議ありませんか。
(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、55 頁、議案第 28 号、「鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 まず初めに今回から地域計画についても意見を頂くとのことで農政課から説明をお願いします。

山 下 農政課農業振興係長の山下です。

議案第 28 号では昨年度末に策定した地域農業基盤強化促進計画の変更についてご審議いただきますが、地域計画とは、簡潔に言いますと地域の農業者や農地所有者が守り続けてきた農地をしっかりと引き継ぐために将来の農地利用の姿を明確化する計画で各地域の農業者や農地所有者と話し合い活動を行いながら策定したものです。

農業経営基盤強化促進法の第 19 条第 6 項の規定で地域計画を変更する際には農業委員会等の関係機関に意見を聞くこととされていることから今回意見を求めるものとなっています。

地域計画の変更につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴うもので農振除外または用途変更の意見を持ちまして、地域計画についての意見とさせていただきますのでご審議をお願いします。

尾 崎 議案第 28 号につきましては、55 頁から 59 頁です。

55 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 7 件です。対象面積は、農業用が 1 千 494.77 m²。その他が 2 千 919 m²です。次の 56 頁から 59 頁までは、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、55 頁の 1 番、2 番を蔵ヶ崎委員に、3 番と 4 番を中尾委員に、報告をお願いします。

蔵ヶ崎 議席番号 9 番の蔵ヶ崎です。

去る 7 月 11 日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。55 頁をご覧ください。

まず、1 番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は 56 頁です。申請人は市内の方で、申請地を「山林」として管理する計画です。申請地は「柳谷自治公民館」の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある「第 1 種農地」であるが、現況が山林化しており、農地への復旧は困難であると思われるため、農振除外となれば非農地と判断される

と考えます。

次に2番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は57頁です。申請人は市外の方で申請地は「鹿屋東中学校」の東に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である、「農業用機械倉庫」を建設する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更について支障はないと判断しました。また、農地の集積の観点から地域計画から除外しても支障はないと判断しました。以上です。

中 尾 推進委員の中尾です。

去る7月11日、記載の委員と事務局で地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。3番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は58頁です。申請人は市内の法人で、申請地は、周辺が10ha以上の農地の広がりはないが、笠之原土地改良区の受益地区であるため、第1種農地と判断されます。申請地に「発熱外来及び倉庫」を建設する計画ですが、申請地の面積は、1088㎡で、既存施設の面積2506㎡の2分の1以内であることから、第1種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当し転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、用途変更の申し出です。周辺図等は59頁です。申請人は市内の方で、申請地は「鹿屋市市成主張所」の南西に位置する「農用地区域内農地」と判断され、申請地に農業用施設である、「牛舎」を建設する計画であるが、「農用地区域内農地」の許可基準である、「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われることから、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。また、農地の集積の観点から地域計画から除外しても支障はないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、報告がありました4件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、60頁、議案第29号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第29号につきましては、60頁から61頁です。

今回は5件です。1番から5番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、60 頁の 1 番を倉田委員に、2 番と 3 番を蔵ヶ崎委員に、4 番と 61 頁の 5 番を中尾委員に、報告をお願いします。

川 崎 議席番号 12 番の倉田です。

去る 7 月 11 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、60 頁の 1 番です。申請地は、鶴峰小学校の南西に位置し、昭和 57 年頃から山林化しているとのことでした。杉をはじめ、雑木が多数生えており、周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

蔵ヶ崎 議席番号 8 番の蔵ヶ崎です。

去る 7 月 11 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、60 頁の 2 番です。申請地は、輝北中学校の北東に位置し、平成 17 年頃から山林化しているとのことでした。樅をはじめ、雑木が多数生えており、周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番です。申請地は、輝北中学校の北に位置し、平成 17 年頃から山林化しているとのことでした。樅をはじめ、雑木が多数生えており、周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

中 尾 推進委員の中尾です。

去る 7 月 11 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。まず、50 頁の 4 番です。申請地は、細山田郵便局の西に位置し、昭和 21 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 5 番です。申請地は、東原簡易郵便局の北に位置し、平成 17 年以前から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました 5 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、62 頁、議案第 30 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 30 号につきましては、62 頁から 63 頁です。今回新たに、譲渡希望が 62 頁の 1 番から 7 番の 7 件ですでお目通し願います。なお、62 頁の 1 番、2 番、6 番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が 63 頁の 1 番から 3 番までの 3 件ですでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。62 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番を有村委員と有馬委員に 2 番を四元委員と細川委員に、3 番を堀之内委員と矢野委員に、4 番を上野副会長と岩下委員に、5 番を寺下委員と持増委員に、6 番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、7 番を田原委員と門倉委員に、お願いします。

次に、63 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番をわたくし福元と入佐委員に、3 番を森園委員と新地委員に、お願いします。

次に、64 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料 64 頁をご覧ください。合意解約につきましては、64 頁から 69 頁です。今回は 11 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、64 頁から、69 頁まで 11 件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第 4 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

尾 崎 事務局の方から、令和 7 年度の利用状況調査及び荒廃農地の発生解消に関する調査のことについて担当の方から説明をさせていただきます。

中 井 振興係の中井と申します。昨年もお暑い中、調査にご協力いただきましてありがとうございます。今年度もお願いすることになります。中身について説明させていただきます。

まず、調査の目的です。農地法におきまして、農業委員会は、毎年その区域内にある農地の利用の状況についての調査を実施し、その結果、遊休農地等と判断された農地の所有者等に対し、当該農地の農業上の利用の意向について調査をすることとなっております。市町村及び農業委員会は、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進するため、農地の荒廃状況、解消状況等の情報を把握すること目的とし、毎年荒廃農地の発生解消状況に関する

調査を実施することとなっております。

本年度も、利用意向調査及び荒廃農地の発生感解消状況に関する調査について、以下の通り合わせて実施することといたします。

実施期間について、令和7年7月23日、本日から概ね2ヶ月、9月22日までとさせていただきます。これは国からの運用通知で8月ごろに実施することとなっております。非常に暑い時期ですので、体調管理にご注意いただいて調査を実施してください。

調査対象としましては、鹿屋市内のすべての農地、田んぼ及び畑です。実施につきましては、次の事項を重点的に行っていただきます。

1 番目が、遊休農地及び遊休化の恐れのある農地を把握していただくこと。

2 番目に、農地の違反転用の発生防止と早期発見を行うこと。

3 番目に、過去の調査において、各遊休農地区分、緑区分、黄色区分、赤区分と判断された後の現状をご確認いただくことです。

調査結果の提出期限は、9月22日月曜日の総会までに、提出をお願いいたします。調査結果の入力作業等ありますので、終了した分は、可能な限り、事務局の方に随時提出していただけたら助かります。特に8月の総会のときに、またその他調査等でご来場いただくときに、終わった分を提出していただけたら助かります。よろしくお願いします。

次の2頁目に進みます。鹿屋市の荒廃農地分布図です。それぞれの地区ごとに、分けさせていただきました。各委員の調査班については、概ね昨年と同様とさせていただきます。

続きまして調査の実施方法です。これに先立ちまして鹿屋市の荒廃農地分布図の中身を説明させていただきます。基本的に表示の仕方は、昨年度とほぼ同様です。水色で囲まれた農地が田んぼ、黄色で囲まれた農地が畑です。緑色、黄色、赤色と塗りつぶされた農地がありますが、これについては、緑色が遊休農地と判断されたもの、黄色が遊休農地の中でも少し荒れた状態のもの、赤色については、再生利用が困難な農地と、昨年度判断されたものです。紫色の農地については、非農地判断をした後で調査対象外です。

薄紫の農地につきましては、今回新しく、追加した非農地判断予定地です。これについても調査対象外となっております。

調査の実施方法に戻ります。この荒廃農地分布図の青い線で囲まれた田んぼや黄色い線で囲まれた宅地を、道路からの目視で確認していただきます。その際、遊休農地、現在耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地や、周辺の農地に比べて、利用の程度が著しく劣る農地または荒廃農地、その土地を農地として復元しても、農業上の利用が見込まれない農地であると判断された場合、別添1 遊休荒廃農地の分類の判断基準を参照してその区分を決定していただきます。

4 頁をご覧ください。判断基準について説明させていただきます。

まず、遊休農地です。これは前年度の調査では、A 区分とされていたものです。定義としまして、現に耕作の目的に調査されておらず、引き続き耕作の目的とされないと見込まれる農地、具体的には過去 1 年間以上作物の栽培が行われておらず、かつ、今後も農地所有者による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みがない農地で、抜根、整地、区画整理、客土等で再生することにより、通常の農作業による耕作が可能と見込まれるものです。例としまして、セイタカアワダチソウ、ススキ、竹等が繁茂した農地で草刈、耕運等により、再生することで、農地としての利用が可能と思われる農地となります。この程度によって、以下の 2 区分に分類いたします。

まず、人や農業用機械で草刈、耕運、抜根、整地等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地については緑区分とさせていただきます。これより少し荒れた状態で木が生えてたり、人力や農業用機械による草刈り等では耕作できないが重機を用いて整備すれば、農地に復旧できる農地については黄色区分とさせていただきます。緑区分、黄色区分についても、昨年度も同じ区分になっております。

次の 5 頁を参照してください。続きまして荒廃農地です。前年度の調査では、B 区分とされていたものです。定義としまして、森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものまたは周囲の状況から見て、その後、土地を農地として復元しても継続して農業上の利用が見込まれない農地となります。集団的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃した農地は含みません。この農地については、1 区分で赤区分として確認とさせていただきます。

例としまして写真の通り、雑木が森林のように成長した農地で復元するための条件や整備が著しく困難なため、再生利用が難しいと思われる農地、これを荒廃農地の赤区分とさせていただきます。

農振農用地以外の農地で荒廃状況としては、緑区分、黄色区分で農地にも戻せそうなものでも、周囲の状況から見て、農地として今後継続して利用が困難と思われるような場所にある農地については、赤区分と判断していただきます。例としまして、周囲を山林化しており、鳥獣被害や農業機械も進入できずに耕作できない。こういうものについては、赤区分と判断していただきます。遊休農地、荒廃農地の基準は以上です。

注意事項について説明させていただきます。5 頁の下の方です。一年草、竹、低木等が生えている程度の場合は、赤区分ではなく、緑、または黄色区分となります。これは農地に復元することができるためです。遊休農地については、1 年以上維持管理されていない農地で、調査時点に草が茂っていても、かねてより、維持管理、草刈等がなされてる場合

は、遊休農地とは判断しません。今年度の調査で、遊休農地である緑区分、黄色区分につきましては、今後の利用方法を確認するため、利用意向調査書を所有者へ発送します。これは後程説明します。調査時点での場所の見間違いで、所有者からの問い合わせが数件あります。新たに発見した農地の場合は、場所の間違いないか注意して記入してください。

次に6頁です。本年度の調査で新たに発見された赤区分と判断された農地で農振農用地以外にあると農地については総会で非農地判断を行いまして、所有者へ非農地通知書を発送いたします。判断基準についての説明は以上です。

調査の実施方法の(2)です。過去に遊休農地、農地荒廃農地として、緑色、黄色赤色に塗られた農地の現状を目視で確認していただきます。紫色、薄紫色は調査対象外です。

調査結果については別添2 荒廃農地分布図記載要領を参考に、荒廃農地物に調査結果を記載していただきます。調査結果について、緑や黄色に塗られた遊休農地、赤色の荒廃農地が耕作、維持管理されて解消してる場合はその農地に丸を記載していただきます。これは昨年度と同様です。次に黄色区分、遊休農地の状況が昨年と同様の場合は、チェックマークを記載していただきます。これは昨年度の調査も同様です。

新たに緑区分も発見した場合は、緑の頭文字のカタカナのミを記載していただきます。これも昨年度と同様です。新たに黄色区分を発見した場合は、黄色の頭文字のカタカナのキを記載していただきます。緑区分が荒れて黄色区分になってる場合も、黄色の頭文字のカタカナのキを記載していただきます。これも昨年度と同様です。赤区分について、今年度から表記を変えさせていただきました。赤区分については、農地への再生困難の場合は、赤の頭文字のカタカナのアを記載してください。緑区分や黄色区分が農地へ再生できないという場合も、カタカナのアを記載してください。昨年度は、赤区分についてはB区分のBと書いていただきましたが、今年度は赤色の頭文字のアを記載してください。良好な農地には何も記載しないでください。記載例については、下にありますので、また調査の際はご参考にさせてください。

頁が戻ります2頁目の(4)です。調査が終わりましたら、その都度活動報告書を作成していただきます。荒廃農地分布図ごとに、例が示されている通り調査人名、図面番号、調査日、調査時間を記載してください。

続きまして4頁目をご覧ください。調査上の注意事項です。災害や樹木等で立ち入ることができず目視ができない場合は、調査の対象外といたします。あと自然災害により、農業上の利用が困難な農地は調査対象外とします。新規発生は、繰り返しになりますが、場所の見間違い等、例年問い合わせが寄せられますので注意してください。よくある問い合わせ事例としては、荒廃しているのは、隣の畑なのに、自分に利用意向調査が届いた。災

害で耕作できずに困ってるのに、利用意向調査が届いた。耕作しているのに、非農地通知が届いた。こういうのが例年寄せられているようです。

あと、調査時点で農地の位置や境界が不明確な場合や荒廃状況をはっきり目視ができなかった場合は、記載しないでください。調査についての説明は以上になります。

補足です。先ほど言いました遊休農地と判断された場合の利用意向調査について、簡単に説明いたします。8頁目をご覧ください。本年度の調査で、遊休農地、緑区分黄色区分となった農地については、今後の調査でどのように管理していきますかといった内容の利用意向調査書を発送することとなっております。これは、農地法に定められたものになります。

回答書は、9頁になります。所有者が書いてありまして、中間管理事業を利用して貸し出したり、自分で耕作してくれる人を探す、自分で耕作または維持管理します。その他、これについては詳細記入してくださいという回答書を提出していただきます。

例年紙で行なっていますが、今年度についてはスマホで回答する方法も盛り込んでいきたいと思っているところです。

以上で、令和7年度利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に関する調査実施要領についての説明を終わらせていただきます。また不明な点がありましたら私の方までお願いいたします。ありがとうございました。

尾 崎 ありがとうございました。

それでは、荒廃農地発生解消に関する調査と利用状況調査について、何か皆さんの方からご質問等はないでしょうか。

田 村 2つあります。

1つ目は、一番暑い7月から9月の調査を前倒しや後ろ倒しできないのか。通達で調査はこの時期しかダメなのか。

2つ目は、判断基準の資料を以前はコピーをもらってしましたが、タブレットでは資料を開くのに時間がかかるのと外では反射して見づらいのでなんとかならないか。

局 長 調査時期については、農林水産省の方からこの時期にというふうに決められております。ただ、おっしゃるように、時期の変更ができないかというのについては会合等で話をしていきたいと思います。判断基準の資料につきましては、コピー等をしてその農地に持っていけるような対応であればやりやすいかと思いますので、委員分準備させていただきたいと思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。

西ノ原 去年紫色は、調査不能、今回は調査対象外になっていますが、紫色は対象外で山と認めるのですか。

尾 崎 紫色のところにつきましては、非農地判断をすでにしているところになります。以上です。

次 長 他にありませんか。

調査をした際にご不明な点がありましたら事務局まで連絡いただければ確認をいたします。前回総会で申しました記録簿のロゴフォームへの入力方法について希望者はこの後説明いたしますので、よろしくお願いします。これは自由参加になりますので、今日この場で、これが終わって休憩をしてから行います。

あと研修会の案内です。今、農地中間管理事業が始まって皆さんにいろいろとお願いしているところですが、以前委員から質問があったことについて、研修会を予定しております。日時については9月に行います。9月の総会は22日の月曜日です。23日が秋分の日で祝日ですので、9月は22日の月曜日に総会があります。その総会終了後に、中間管理制度について、農業委員、推進委員の役割や制度の内容について、研修したいと思いますので、お忙しい中ですが、参加のほどよろしくお願いします。

局 長 それでは、8月の調査委員を申し上げます。8月8日、金曜日、4条・5条の調査が、村山委員、下久保委員です。8月8日、金曜日、農振調査が、中塩屋委員、折尾委員です。8月12日、月曜日、4条・5条の調査が、本田委員、垣内委員です。8月12日、月曜日、3条調査が、四元委員、中牧委員です。8月の総会は、8月22日、金曜日の9時から市役所7階大会議室となります。私からの報告は以上です。

議 長 推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和7年度第4回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)